

[別紙]

様式 1

事業報告書

(自 令和4年 10月 1日 至 令和5年 9月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 清晶会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人
- 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県岐阜市中鷺7丁目19番地

(3) 設立認可年月日 平成 17年 6月 28日

(4) 設立登記年月日 平成 17年 7月 25日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	いちえん眼科クリニック	2110110521	岐阜市中鷺7丁目19番地	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4年 11月 11日 令和 3年度決算の決定
- 令和 5年 9月 30日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団 清晶会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県岐阜市中鷗7丁目19番地

財 産 目 録  
(令和5年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	189,650 千円
2. 負 債 額	42,405 千円
3. 純 資 産 額	147,245 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	165,414
B 固 定 資 産	24,236
C 資 産 合 計 (A+B)	189,650
D 負 債 合 計	42,405
E 純 資 産 (C-D)	147,245

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 26-1-4 (旧法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 清晶会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県岐阜市中鷺7丁目19番地

貸借対照表  
(令和5年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	165,414	I 流動負債	16,406
II 固定資産	24,236	II 固定負債	25,999
1 有形固定資産	8,642	負債合計	42,405
2 無形固定資産	2,220	純資産の部	
3 その他の資産	13,374	科目	金額
		I 資本金	0
		II 資本剰余金	8,000
		III 利益剰余金	139,245
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	147,245
資産合計	189,650	負債・純資産合計	189,650

様式 26-2-2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 清晶会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県岐阜市中鷯7丁目19番地

損 益 計 算 書  
(自 令和4年 10月 1日 至 令和5年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	141,519
2 事業費用	132,138
本来業務事業利益	9,381
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,381
II 事業外収益	8,324
III 事業外費用	5,617
経常利益	12,088
IV 特別利益	53
V 特別損失	0
税引前当期純利益	12,141
法人税等	2,380
当期純利益	9,761

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 清晶会  
理事長 一圓 公治 殿

私は、医療法人社団 清晶会の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月11日  
医療法人社団 清晶会  
監事 一圓 淑